

令和6年度
農地等利用最適化推進施策の
改善に関する意見書

令和5年11月13日

会津若松市農業委員会

令和6年度農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見書

貴職におかれましては、常日頃より農業委員会の活動に対しまして、格別のご理解とご支援を賜り深く感謝申し上げます。

さて、本市の農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者不足、遊休農地の増加、野生鳥獣による被害の拡大など多様化、深刻化しており、大変厳しい状況に置かれております。加えて、米価の低迷が続く中、肥料をはじめとする農業生産資材や飼料、燃油価格の高騰は、農業経営の継続、安定化に多大な影響を及ぼしております。

このような中、令和5年4月の改正農業経営基盤強化促進法等の施行に伴い、「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）」の策定が法定化され、農業委員会におきましても、目標地図の素案作成や農地所有者等による農地バンクへの貸付け等の促進が新たな役割として位置付けられたところであります。

当農業委員会といたしましても、農地を守り、活かし、使える人に引き継ぐことができるよう、地域における話し合いを積極的に進めるとともに、農地等の利用の最適化の推進に関する指針（令和5年9月21日変更）に基づき、「担い手への農地利用の集積・集約化」、「遊休農地の発生防止と解消対策」、「新規参入の促進」などの取組を重点的に推進していく考えであります。

さて、将来にわたり本市の農業が持続的に発展していくためには、顕在化している諸課題の解決に向けて、さらなる施策の充実・強化が必要であります。また、農業の諸課題は、国の施策が大きく影響することから、そのあり方に対しては、国等への要望活動を継続していくことが重要であります。

つきましては、これまでの農業委員会の取組を通して得た知見と新たな事業展開等を踏まえ、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定に基づき意見書を提出しますので、令和6年度の施策の立案や予算措置にあたり、特段のご配慮を賜りますとともに、他自治体や関係機関との連携により、国・県等に対する要望活動を積極的に展開されますよう、お願いいたします。

令和5年11月13日

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市農業委員会

会長 渡 部 政 美

1. 担い手への農地利用の集積・集約化について

農業の生産性を高め競争力を強化するには、担い手への農地の集積・集約化を加速させ、経営規模の拡大や生産コスト削減等、収益性の高い農業を目指していく必要があることから、次の事項について対応を図られたい。

(1) 地域計画（人・農地プラン）策定の推進について

- ① 「地域計画」の策定・実行は、地域農業の将来を築く上で重要であるとの認識のもと、改めて計画策定の目的・必要性の周知を行うとともに、地域の実情等も踏まえながら、その策定に向けた取組を積極的に進めること。
- ② 「地域計画」の策定にあたっては、地域内の合意形成が不可欠であることから、地域のまとめ役を担う人材の確保・育成を図るとともに、まとめ役が確保できない地域への支援について十分に意を用いること。
- ③ 「地域計画」の策定にあたっては、農業者の意向把握や目標地図の素案作成等に労力が必要となることから、適切な役割分担の下、十分な体制の確保を図ること。
- ④ 令和6年度末までの策定が求められている「地域計画」について、その策定が困難な地域の農業者に不利益が生じないよう国・県に対して要請すること。

(2) 農地中間管理事業への支援について

- ① 農地中間管理事業について、地域農業者の理解を深めるため、関係機関と連携して農業者に分かりやすく丁寧な事業の周知に努めること。
- ② 農地中間管理機構関連農地整備事業を実施する際には、一般社団法人を設立して農地の受け皿とする「地域まるっと中間管理方式」が有効であることから、同事業の実施を計画している地域に対して情報の提供に努めること。
- ③ 地域集積協力金等の助成事業や農地耕作条件改善事業、農地中間管理機構関連農地整備事業など、農地集積を進めるために必要な予算を確保するよう国・県に対して要請すること。
- ④ 令和7年4月1日より利用権設定等促進事業が農地中間管理事業に移行するが、地域計画が作成されていない集落への対応や農業者年金受給手続きにおける対応などの考え方が示されていないことから、早急に方向性を示すよう国・県に対して要請すること。

(3) スマート農業の推進について

農業従事者の高齢化が進む中、持続可能な農業の実現にはスマート農業は欠かせないものとなってくることから、これまで実施した養液土耕栽培システム、水田水管理システム、栽培支援ドローンの導入による実証事業をもとにしたスマート農業における課題と普及に向けた改善策の提示を行うこと。

また、導入を希望する農業者の要望に十分対応できる予算を確保するとともに、農業者がスマート機器を使いこなせるまでのサポート体制を構築すること。

(4) 認定農業者及び認定新規就農者への支援について

- ① 認定農業者制度のメリット等に対する周知等、認定新規就農者や基本構想水準到達者を認定農業者へ誘導する取組を強化し、将来の担い手を確保すること。
- ② 認定農業者等が継続的かつ安定的に農業経営を行っていくことができるよう、各種支援制度の継続を図るとともに、支援内容の説明やPRを積極的に行うなど、支援制度の利用促進に努めること。

- ③ 認定農業者及び認定新規就農者の確保・育成を進めるためには、国の支援制度や地域農業の実情等を熟知した職員の存在が重要であることから、市の農業担い手担当職員の増員や養成等を図ること。

2. 遊休農地の発生防止・解消について

遊休農地等の発生は農業生産効率を低下させるばかりでなく、農地の持つ多面的機能や地域活性化を阻害する要因となっている。このことから、農地の有効利用を推進するため、地域特性に応じた収益性の高い農業が持続的に展開できるよう施策を講じるとともに、農地条件整備や担い手の確保・育成など、遊休農地の発生防止・解消のための取組が必要であることから、次の事項について対応を図られたい。

(1) 遊休農地解消施策の充実について

- ① 遊休農地の解消を積極的に推進するため、過去に実施した「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金事業」に類する新たな事業構築を行うよう国に対して要請すること。
- また、「遊休農地等再生対策支援事業」の条件緩和など、事業実施主体が活用しやすい制度とするよう県に対して要請すること。
- ② 借り手が遊休農地を解消した際の補助金の交付等、積極的に取組を行う動機付けとなりうる実用性の高い本市独自の遊休農地対策事業の創設を図ること。

(2) 多面的機能支払交付金等について

多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金等の日本型直接支払制度は、農地の保安全管理や遊休農地解消など農村の集落帰農の維持・発展には有効であることから、当該制度の活用が積極的に図られるよう交付単価のさらなる充実を図るなど、所要の見直しを行うよう国・県に対して要請すること。

また、事務処理の煩雑さを理由に取組を断念する組織も存在することから、活動組織による事務手続きや各種帳票の整備の大幅な簡素化を図るよう国・県に対して要請すること。

3. 新規参入の促進について

農業従事者の高齢化や後継者不足が急速に進展するなか、地域農業を支える担い手の確保を図るため、認定農業者、女性・青年農業者の育成や集落営農組織の法人化等を進めるとともに、新規参入を促進し、多様な担い手の確保・育成・定着に向けた取組が必要となる。

令和5年4月に福島県農業経営・就農支援センターが開設されたことから、これまで培ってきた本市新規就農者支援センターのネットワークとの有機的な連携を図りながら、将来の地域の担い手となる人材の育成・確保に向け、次の事項について対応を図られたい。

(1) 新規就農者に対する支援について

- ① 新規就農者については、栽培技術が伴っていないことが要因となり、当初の計画の達成が困難となっている事例が多く認められることから、本市新規就農者支援センターの機能を最大限に発揮し、就農前の十分な技術指導や就農後の成果に対する適正な評価を行うとともに、販売先の確保等に関する経営指導や研修等を行うこと。
- ② 新規就農希望者が、就農前に十分な栽培技術を習得できるよう研修の受け入れ先となる農業者を確保すること。
- ③ 新規就農者育成総合対策事業は、新規就農者の初期段階における農業経営の安定に重要な役割を果たす制度であることから、事業の確実性と安定化を図るよう国に対して要請す

ること。

また、今後事業の採択要件に「地域計画」への位置付けが求められると推測されるが「地域計画」の策定が困難な地域における新規就農者の発生も見込まれることから、採択要件を緩和するよう国に対して要請すること。

（２）多様な担い手の確保・育成について

- ① 国の「食料・農業・農村基本計画」や農業経営基盤強化促進法の改正等を踏まえ、認定農業者や認定新規就農者などの中心経営体だけでなく、中小規模の経営体や半農半X、デュアルライフ（二地域居住・二拠点生活）など、多様な形で農業に携わり、地域農業を維持していく方の確保・育成を推進するとともに、そうした多様な担い手が利用可能な市の制度資金や施設・機械導入支援等の創設や拡充を図ること。
- ② 農業の活性化や6次産業化等を推進する上で、女性・青年農業者の経営への参画をより一層促進することが必要であることから、スキルアップに必要な研修会の開催など、その環境整備への支援を行うこと。

（３）法人化の推進について

集落営農組織については、効率的・安定的な経営体として永続性を確保する観点から、法人化に向けた集落内の合意形成のための継続的な支援を行うこと。

4. その他

（１）農業資材等の高騰への支援について

ウクライナ情勢の長期化等により、今後も肥料や農業用機械、燃油など農業に必要な資材価格が高騰し続けることが想定され、このような状況が続けば離農に拍車をかけ、耕作放棄地の増加につながる恐れがあることから、農業生産資材等の高騰分への十分な補助金等の支援策を講ずるとともに、農業生産資材等の価格低減対策を講ずるよう国・県に対して要請すること。

（２）水田活用の直接支払交付金の見直しについて

水田活用の直接支払交付金の交付対象の見直しに伴い、令和4から令和8年の5年間に一度も水張りをしない水田については、令和9年度以降、交付対象から除外する方針が示されているが、このような見直しは、交付金の減額による農業経営への影響はもとより、転作の定着とオタネニンジン等の地域特産物の創出に取り組んできた農業者の努力を無にするものであり、地域農業への影響が甚大であることから、水田利用の実態を踏まえた制度運用とするよう国に対して要請すること。

（３）有害鳥獣被害対策について

本市においては、イノシシ、クマ等の野生動物の個体数増加に伴い、人身事故や食害が発生している。人的被害はもとより、農作物への被害増大は営農意欲の減退を招き、農地の遊休化につながることを懸念されることから、電気柵や捕獲わなの設置等捕獲に要する経費への支援の拡充を図ること。

また、新たに整備される会津総合射撃場の効果的な活用により、有害鳥獣駆除に関わる鳥獣被害対策実施隊員等の射撃技術の向上を促すとともに、有害鳥獣捕獲人材の確保・育成を推進すること。

（４）セーフティネットの充実について

農業の経営安定には安定した農業収入が不可欠であり、経営所得安定対策のナラシ対策や、農作物の共済制度、収入保険など収入の減少を極力抑える対策を充実させるとともに、経営リスクが多様化していることに鑑み、すべての農業者が加入できるような総合的なセーフティネットのあり方を検証し、必要な対策を講ずるよう国に対して要請すること。

とりわけ、令和５年産米については、記録的な猛暑による高温障害の影響により例年に比べ１等米比率が大きく低下し、農業資材や燃料代の高騰とあいまって等級による価格差からの収入減は農業者にとって大きな経営リスクとなっている。

このような状況の中、等級低下はナラシ対策の対象とはならず、対応できる収入保険についても加入率が高い水準には至っていないことから、制度の網から漏れてしまう農業者への支援、ひいてはセーフティネットの更なる強化について国に対して要請すること。

（５）情報化推進に係る予算の確保・拡充について

農林水産省では、国のＤＸ構想（官民データ活用推進基本法など）を踏まえ、地理情報共通管理システム（eMAFF地図）を開発するとともに、全国農業会議所においても、既存システムを修正しeMAFF地図と連携する農業委員会サポートシステムを令和４年度から本格稼働している。

これらのシステムの構築により、現場の農地情報を統合し、農地関連業務の効率化・省力化が図られ、特にデジタル地図の活用を通して農業委員による現地確認作業や地域農業の話し合いへの活用（地域計画の策定支援）などが期待されている。

こうした状況を踏まえ、本市の農地台帳システムについては、今年度中に農業委員会サポートシステムへの移行を準備しており、今後とも、農地パトロール（農地利用状況調査など）や地域計画の策定・変更等を効率的に推進していくためには正確な農地台帳とデジタル地図の有効活用が必要不可欠であることから、市内６区域、１３班、３７名の農業委員及び農地利用最適化推進委員が円滑に活動できるようデジタル機器（タブレット）の導入に係る予算を措置すること。